

石膏ボード

ちよつとでも……

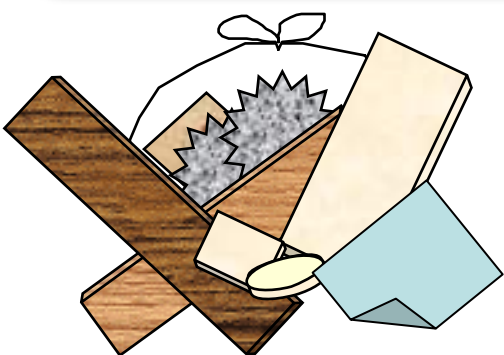
混廃に入れないで!!

法改正

『紙を除外すれば安定型最終処分場への埋立が可能』(平成10年7月16日)

埋立による硫化水素の発生⇒規制強化

紙を除外しても安定型最終処分場への埋立が
『全面禁止』 (平成18年6月1日付)



分別せずに、混合廃棄物として搬出



石膏分が粉状になって全体に付着



管理型最終処分場へ……

処理コストUP!!

リサイクルできない石膏ボードも
必ず分別してください

※石膏ボードの分別については裏面に記載しておりますのでご参考下さい。

分別のご協力よろしくお願い致します!



建設廃棄物協同組合
TEL:03-5159-8171

石膏ボード選別目安

A品

—未使用端材—

- ・異物・付着物が無い状態



B品

—使用済み端材—

- ・タッカー、ビスが付着
- ・接着剤が付着
- ・ビニールクロスが付着



クロス付着

C品

—岩綿吸音板付端材—

- ・岩綿吸音板が付着(アスベストを含まない)
- ・石膏ボード入パーティション



岩綿吸音板付着

D品

—管理型処分品—

- ・水濡れ、汚れのひどいもの
- ・クロス、岩綿吸音板以外の付着物
(タイル、木、モルタル、金属等があるもの)
- ・ミンチ状に砕けた状態のもの
- ・異物が混入し、選別不可能なもの



タイル付きボード



木くず付きボード

注意!! 「石膏ボードと間違いやすいもの」



ALC



珪カル板



フレキシブルボード

※上記のものを混入しないように注意してください!